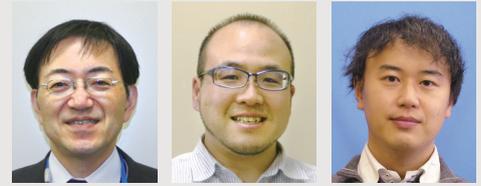


河川構造物の点検結果 評価の適正化に向けて

河川研究部 河川構造物管理研究官 杉原 直樹
河川研究室 主任研究官(博士(工学)) 森 啓年 研究官 笹岡 信吾



(キーワード) 河川構造物管理研究タスクフォース、戦略的維持管理、点検結果評価要領

1. 河川構造物管理研究タスクフォース

国総研では、2012年4月から国立研究開発法人土木研究所（土研）とともに河川に適した構造物マネジメント技術をフォローする研究担当者の集団として河川構造物管理研究タスクフォース（以下、「河川構造物TF」という。）を設置し、①技術・マネジメントの両面において河川維持管理をより高度化させること（発展）を目指した研究や技術的支援、②効果的・効率的な河川維持管理に係る最新の技術を現場に導入し、根付かせること（導入・定着）を目指した技術相談やセミナーの開催などの活動を行っている。

2. 2015年の活動状況

2013年の河川法改正により、河川管理施設の維持修繕の義務が法令上も明らかにされ、河川管理者は堤防、護岸、樋門・樋管、水門、堰等の施設については1年に1回以上の目視等による点検を行うことが定められた。これを受けて、国土交通省では施設の状態に応じた措置について判断する基準の策定を進め、2015年は、施設数が多い堤防、護岸（堤防等と一体となって機能を発揮するもの）、樋門・樋管について、点検結果評価要領（案）を策定した。評価の基本的な考え方は、目視点検を基本として施設の機能の状態を評価することになるので、機能の状態



写真－1 堤防点検の様子

に応じて現れる施設の変状を指標とし、その状態に応じて、①異常なし、②要監視段階、③予防保全段階、④措置段階の4段階に評価することとした。今後、要領（案）の試行等により技術的知見を蓄積し、評価区分の判定基準を改良していく。土研において2015年度までの3年間で進められている河川構造物の機能低下につながる変状の発生メカニズムと進行過程の明確化に関する研究の成果は河川構造物の健全度評価の適正化に活用できるものと考えている。また、河川構造物TFは、2015年3月2日に「ロボット技術や基準化など、河川構造物の点検・診断技術の最前線」をテーマに河川構造物管理研究セミナーを開催し、約100名の参加を得て、熱心な討議が行われた。



写真－2 セミナー会場の様子

3. 今後の展開

河川構造物TFは、今後とも国土交通本省、地方整備局と密に連携して、点検結果評価の充実を支援するなど河川維持管理の効率化・高度化に向けた取り組みを積極的に展開していく。

☞ 詳細情報はこちら

1) 河川構造物TFのホームページ
<http://www.nilim.go.jp/lab/fag/index.html>